

東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）のQ & A
(令和7年4月1日)

No	項目	質問	回答
1	要件	交付決定前に実施・購入したものは、補助対象になりますか？	交付決定前に実施したものは対象になりません。本事業の対象になるのは、交付決定を受けてから発注・購入したものに限られます。
2	要件	当年度内に出荷用機械が納品されたが、業者への支払処理が次年度となるものは補助対象となりますか？	支払処理が次年度となるものは補助対象とならないため、補助事業を止める手続き（事業廃止届の提出）を行い、出荷用機械代が全て本人負担になります。支払い処理も含めて当年度内に完了したものが補助対象となります。
3	要件	学校給食向けに年間3a以上の作付けが継続できる見込みがなくなった場合はどうなりますか？	事業の実施の当年度中に学校給食向けに年間3a以上の作付けが継続できる見込みがなくなった場合は、事業の中止（廃止）承認申請書を提出していただきます。なお、既に補助金を受領した後に、作付けが継続できる見込みがなくなった場合は、まずは、東京都にその理由を報告し、東京都の指導を受けてください。場合によっては、補助金の交付決定を取り消すとともに補助金の返還を命じます。
4	要件	出荷用機械で処理する品目の生産量の半分以上は学校給食向けに出荷することとした理由はなんですか？	本事業は学校給食に継続的に出荷しており、出荷品目の拡大又は出荷量の増大を計画する農業者に必要な出荷用機械の導入を支援するものです。なお、一部出荷用機械によらない場合は、出荷用機械で処理する品目について、機械処理の量の半分以上は学校給食向けに出荷することが必要です。
5	要件	すでに機械処理品目の生産量の半分以上を学校給食に出荷している場合の目標の立て方は？	機械処理品目の生産量が増加するようにしてください。
6	要件	現在、学校給食向けに年間3a以上の作付けがあるが、現在の作付けないものを機械処理品目としてよいでしょうか？	現在、学校給食向けに年間3a以上の作付けがあれば、現在の作付けないものを機械処理品目とするのは出荷品目の拡大にあたるので問題ありません。
7	要件	新規で学校給食出荷に取り組む農業者は補助対象になりますか？	補助対象なりません。現在、学校給食向けに年間3a以上の作付けがあることが要件となります。
8	要件	農業者による学校給食出荷グループから申請することは可能ですか？	任意団体からの申請はできません。本事業は農業者個人・法人からの申請のみ受け付けております。
9	申請	1事業実施主体当たりの補助金の上限額はありますか？	令和7年度から1事業実施主体当たりの補助金の上限額を設定し、90万円になりました。エコ農産物以外の出荷に必要な出荷用機械の導入については135万円（税抜）以上になると補助率が3分の2未満になります。エコ農産物の出荷に必要な出荷用機械の導入については、120万円（税抜）以上になると補助率が4分の3未満になります。
10	申請	1事業実施主体当たりの補助金の下限額はありますか？	1事業実施主体当たりの補助金の下限額は20万円です。（補助対象となる事業費（税抜）は30万円で、3分の2以内補助） なお、エコ農産物の出荷に必要な出荷用機械の導入については、下限額は22万5千円です。（補助対象となる事業費（税抜）は30万円で、4分の3以内補助）
11	申請	1機械あたりの事業費の上限額及び下限額はありますか？	1機械あたりの事業費（税抜）の上限額はありません。下限額は30万円です。1機械の事業費は、附帯工事費を含めた金額となります。
12	申請	事業費は、消費税込みで申請してよいのでしょうか？	本事業については、税抜きの金額で申請を行ってください。
13	申請	申請は、区市町村を通して可能でしょうか？	本事業は、農業者が直接、東京都に申請することとなっています。なお多摩地域にお住いの農業者については、東京都農業振興事務所振興課が申請窓口となります。区部・島しょ地域にお住いの農業者については、東京都産業労働局農林水産部食料安全課が申請窓口となります。
14	申請	出荷用機械の保管場所が都外の場合も申請できますか？	本事業は、都内の農地で生産された農産物を都内の学校給食に出荷することを目的としています。出荷用機械の保管場所も基本的には都内としますが、やむを得ない理由で都外とする場合は理由書を付けて申請してください。
15	経費	財産管理台帳の作成は必要ですか？	実績報告書の添付書類であり作成は必要です。補助事業により取得した財産は、財産管理台帳へ記載し、効率的な運営を行ってください。
16	経費	財産管理台帳に記載する耐用年数はどのように設定したらいいですか？	本事業の事業対象としている出荷用機械は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の「機械・装置」の中で、「農業用設備」として耐用年数7年とされています。

東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）のQ & A

(令和7年4月1日)

17	経費	出荷用機械を導入するにあたり、水道、電気の引き込み工事が必要となるがその費用は補助対象となりますか？	補助対象となる機械を導入するために最低限度の必要な水道、電気の引き込み等の附帯工事費用が補助対象となります。なお、附帯工事費は、原則として導入機械単体の経費を下回るようにしてください。
18	経費	自走式・全自動ねぎ収穫機は補助対象でしょうか？	収穫機は補助対象外です。出荷調製機能が備わったものでも対象外です。
19	経費	袋詰めの機械は、補助対象となりますか？	給食用の出荷においては、通常、袋詰機械の使用は想定されないので、原則として補助対象外です。
20	経費	コンプレッサーのみの購入は可能ですか？	コンプレッサー単体では、補助対象としません。ネギの調整機械設置に伴う附帯設備としてのコンプレッサーは、補助対象としています。
21	経費	見積書の宛名に農園名が入っても良いですか？	良いです。 ただし、農園名のほか、氏名を必ず入れてください。この氏名は他の申請書類と同一者名としてください。
22	経費	交付決定後に事業費の増減があった場合、補助金額はどうなりますか？	増額の場合、増額分は自己負担（補助金額の増額はなし）となります。 減額の場合、減額後の金額が事業費となり、減額後の金額（事業費）をもって補助金額が算定されます。なお、事業費の増減が3割を超える場合、手続きが必要です。また、減額によって事業費が30万円未満になった場合は事業中止（廃止）の手続きが必要となります。
23	経費	補助残1/3（自己負担部分）に事業実施主体以外の補助事業を併用してもよいですか？	他の補助事業との併用はできません。同様の助成金を他行政・団体より補填されることがないようご注意ください。
24	経費	農業者が実績報告書に添付する、支出を証明する書類は納品書や購入伝票などでも良いのですか？	支出が完了したことを確認したうえで補助金を交付するため、領収書等の添付が必須になります。なお、領収書に明細の記載がない場合は明細が分かるもの（納品書等）も必要になります。
25	経費	事業実施主体の補助金の受け取り方法はどのような方法になりますか？	東京都より口座支払いたします。 補助金請求書とともに、支払金口座振替依頼書に振込先の口座情報を記入し提出してください。なお、口座名義人は申請者と同一である必要があります。
26	経費	事業実施主体の出荷用機械の支払いに際し支払方法の指定はありますか？	事業実施主体による立替払いをお願いします。銀行振込、現金払いに制限はありません。なお、振込手数料は補助対象外です。 また、クレジットカード・キャッシュレス決済サービスによる支払いは補助対象外です。加えて、支払時のポイントの付与やポイントによる支払いは行わないでください。
27	他	納品された出荷用機械はいつから使用できますか？	実績報告の内容について、東京都職員が現地確認を行います。現地確認以後、購入した機械を使用できます。現地確認前の使用に際しては、設置時の動作確認程度としています。
28	他	改善計画を提出するようになった場合の改善内容には、どのようなことを記載すればよいでしょうか？	目標の達成率が50%以上になる内容を記載して下さい。
29	他	出荷用機械の設置場所及び工事箇所が借地の場合、注意することはありますか？	必ず、地主の承諾を得てから、補助金の申請を行ってください。
30	他	出荷用機械は、コンプレッサーが組み込まれており、騒音が懸念されます。導入の際に注意する点はありますか？	コンプレッサーが組み込まれている出荷用機械の導入に際しては、近隣住民の配慮（設置場所等）をお願いします。
31	他	補助金交付申請をすれば、必ず審査を通りますか？	事業計画の内容をもとに東京都の審査会に諮り補助対象者を決定します。募集が多い場合、審査を通過しないこともあります。
32	他	審査会では、農業者によるプレゼンテーションが求められますか？	特にプレゼンテーションは、予定していません。事業計画の審査となります。
33	他	本事業の審査会は年に何回開催する予定でしょうか？	審査会の開催は補助金の申請額が予算額を満たした時点で、終了となります。年1回となる可能性もあります。
34	他	本事業で導入した機械を譲渡したり廃棄することは可能ですか？	補助金を受けて取得した財産については、本事業交付要綱及び東京都補助金交付規則に基づいて、財産処分の承認が必要となります。ただし、耐用年数を経過している場合など例外規定があります。詳細は個別にご相談下さい。

東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）のQ & A
(令和7年4月1日)

35	他	本事業では、事業完了後に報告義務はありますか？	事業目標期間（実施後1～3年目）は、様式に従って報告して下さい。目標の達成率が低い場合、改善計画を提出して、東京都の指導を受けて頂く場合があります。
36	他	事業目標期間（実施後1～3年目）の報告はメールでも提出できますか？	メールやFAXでも提出することは可能です。
37	他	審査会が年に複数回開催される場合、同じ農業者が複数回申請することは可能でしょうか？	できません。同じ農業者からの申請は単年度に1回のみとします。なお、次年度以降に新たに事業計画を作成のうえ申請することは可能です。